

山梨県公報

号外第十九号

平成三十年

四月十三日

金 曜 日

目 次

規 則

○山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第十四号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の1の(一)中「避難所を供与することができる者」を「避難所」に、「とする」を「に供与するものとする」に改め、同表の第一の一の1の(二)中「設置し、又は天幕の設置」を「設置すること、天幕を設置することその他の適切な方法」に改め、同表の第一の一の1の(三)中「三百十円」を「三百二十円」に改め、ただし書を削り、同表の第一の一の1の(四)を次のように改める。

(四) 福祉避難所(高齢者、障害者等(2の(四)において「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(三)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

別表の第一の一の1の(五)を同表の第一の一の1の(六)とし、同表の第一の一の1の(四)の次に次のように加える。

(五) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
別表の第一の一の2を次のように改める。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅(以下「借上型仮設住宅」という。)、その他の適切な方法により供与する住宅とする。

(一) 建設型仮設住宅

(1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(2) 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができ費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、五百六十一万円以内の額とする。

(3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に五十戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

(4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。

(5) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(6) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、建設型仮設住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

(7) 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 借上型仮設住宅

(1) 借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)の(2)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅

の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

(2) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。

(3) 借上型仮設住宅を供与することができる期間は、借上げの日から(一)の(6)に規定する期限までとする。

別表の第一の二の(一)中「、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない」に改め、同表の第一の二の(一)の(三)中「ため」を「ために」に、「千四百円以内」を「千四百四十円以内の額」に改め、同表の第一の二の(一)の(四)ただし書を削り、同表の第一の三の(一)中「船舶の遭難」を「全島避難」に、「損傷し」を「損傷等したことにより使用することができず」に改め、同表の第一の三の(三)中「の範囲内」を「以内」に改め、同表の第一の三の(1)の表中「一七、八〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五三、二〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「三八、一〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「五三、一〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「六一、一〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「七八、一〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一〇、七〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同表の第一の三の(2)の表中「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二一、五〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二七、一〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三三、五〇〇円」に改め、同表の第一の六の(一)中「五十四万七千円以内」を「五十八万四千円以内の額」に改め、同表の第一の七の(三)中「範囲内の額」を「額以内」に改め、同表の第一の八の(一)中「、学用品を」を削り、「損傷し」を「損傷等したことにより学用品を使用することができず」に、「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に、「中等教育学校」を「義務教育学校の後期課程、中等教育学校」に改め、同表の第一の八の(三)中「のため」を「のために」に、「の範囲内」を「以内」に改め、同表の第一の八の(三)の(2)の(イ)中「四千四百円」を「四千四百円」に改め、同表の第一の八の(三)の(2)の(ロ)中「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同表の第一の八の(三)の(ハ)中「四千八百円」を「五千五百円」に改め、同表の第一の九の(三)中「ため」を「ために」に、「二十万六千円以内」を「二十一万三千

百円以内の額」に、「十六万四千八百円以内」を「十六万八千九百円以内の額」に改め、同表の第一の十一の(四)中「処理のため」を「処理のために」に、「の範囲内」を「以内」に改め、同表の第一の十一の(四)の(2)中「五千二百円以内」を「五千三百円以内の額」に改め、同表の第一の十二の(一)中「除去のため」を「除去のために」に、「とし、一世帯当たり十三万三千九百円以内とする」を「とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行つた一世帯当たりの費用の平均額は、十三万五千四百円以内の額とする」に改め、同表の第一の十三の(一)の(1)中「避難」を「避難に係る支援」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(1)中「二万二千八百円」を「二万四千円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(2)中「一万四千九百円」を「一万五千九百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(3)中「一万六千三百円」を「一万六千五百円」に改め、同表の第二の(一)の(4)中「一万五千円」を「一万四千六百円」に改め、同表の第二の(一)の(5)中「一万七千円」を「一万六千八百円」に改め、同表の第二の(一)の(6)中「二万三千五百円」を「二万四千四百円」に改め、同表の第二の(一)の(7)中「二万三千元」を「二万五千五百円」に改め、同表の第二の(一)の(8)中「二万二千二百円」を「二万三千二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の第一の一の(2)の(2)の規定、同表の第一の二の(1)の(三)の規定、同表の第一の三の(1)の表の規定(夏期四月から九月までの項六人以上一人増すごとに加算する額の欄を除く)、同表の第一の三の(2)の表の規定(夏期四月から九月までの項一人世帯の欄、二人世帯の欄及び六人以上一人増すごとに加算する額の欄並びに冬季十月から三月までの項一人世帯の欄及び六人以上一人増すごとに加算する額の欄を除く)、同表の第一の六の(二)の規定、同表の第一の九の(三)の規定及び同表の第一の十二の(二)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。